

燕市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、燕市債権管理条例(平成31年燕市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(債権の管理に関する事務及びその処理基準)

第3条 市の歳入となるべき債権(地方自治法(昭和22年法律第67号)第240条第1項に規定する債権をいう。)の管理に関する事務(債権の保全、取り立て、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。)は、当該債権の発生の原因となった事務を所掌する課長又は課長の職に相当する者(以下「課長等」という。)が行う。

2 課長等は、当該所掌に係る債権の管理を行うに当たっては、法令、条例及びこの規則の定めるところに従って、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も市の利益に適合するように処理しなければならない。

(管理台帳)

第4条 条例第5条に規定する管理台帳は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成するものとする。

2 前項の管理台帳は、様式第1号又はこれに準じた様式によるものとする。ただし、様式第1号の記載事項の全部又は一部を管理台帳以外の記録(電磁的記録を含む。)により確認できる場合は、当該記録を管理台帳の全部又は一部とみなすことができる。

(督促)

第5条 条例第6条第1項に規定する督促は、当該債権の履行期限経過後20日以内に、様式第2号若しくは様式第2号の2又はこれに準ずる様式による督促通知書で行うものとする。

2 前項の督促において指定する履行すべき期限は、その督促状を発した日から起算して10日以内とする。

(延滞金の減免)

第6条 条例第7条第3項のやむを得ない事由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 債務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあった場合
- (2) 債務者又は債務者と生計を一にする者が病気負傷又は死亡したため多額の経費を要し、生活が困難であると認められるとき。
- (3) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護を受けている場合そのほか特に困窮していると認められる状態である場合
- (4) 債務者がその営む事業を廃止し、若しくは中止し、又はその事業につき著しく損害を受けた場合
- (5) 債務者が失業し、又は失職した場合
- (6) 債務者が破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項に規定する破産手続開始の決定を受けた場合
- (7) 債務者が会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項に規定する更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた場合
- (8) 納入通知及び督促を公示送達の方法により行った場合で、債務者が納付の告知があったことを知ることができなかつたことについて、やむを得ない事情がある場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

2 条例第7条第3項の延滞金の減免の割合は、10割とする。

(延滞金の減免の申請)

第7条 条例第7条第3項に規定する延滞金の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、延滞金の減免申請書(様式第3号)にその事由を証する書類を添え、市長に提出しなければならない。

(延滞金の減免の承認)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに審査するとともに、減免の可否を決定し、延滞金減免承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(延滞金の減免の取消し)

第9条 市長は、減免の措置を受けた者が偽りの申請その他の不正な行為によって減免の措置を受けたと認められる場合は、直ちに減免の措置を取り消すものとする。

(督促後の期間)

第10条 条例第9条に規定する規則で定める期間は、督促をした日から起算して1年とする。

(履行期限の繰上げ)

第11条 条例第10条の履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 債務者が破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項に規定する破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。

(3) 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(4) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認したとき。

(5) 債務者について相続財産の分離が行われたとき。

(6) 相続財産法人が成立し、相続人がいないことが明らかになったとき。

(7) 債務者である法人が解散したとき。

(8) 契約により期限の利益を喪失したとき。

2 条例第10条に規定する通知は、履行期限変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(債権の申出等)

第12条 条例第11条第1項の配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 債務者が強制執行を受けたとき。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったとき。
- (4) 債務者の財産が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったとき。
- (6) 債務者である法人が解散したとき。
- (7) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認したとき。
- (8) 第4号から前号までに定める場合のほか、債務者の全財産についての清算が開始されたとき。

(履行期限後の期間)

第13条 条例第12条本文に規定する規則で定める期間は、当該債権の履行期限から起算して1年とする。

(履行延期の申請)

第14条 条例第13条に規定する履行期限の特約を受けようとする者は、履行延期申請書(様式第6号)にその事由を証する書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査するとともに、その可否を決定し、履行延期承認(不承認)通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、履行期限の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

(1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提供を求めること。

(2) 次の場合には、当該債務の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げること。

ア 債権者が市の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に

債務を負担する行為をした場合

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠った場合

ウ 第12条各号のいずれかに該当した場合

エ 債務者が履行延期の特約等に付された条件に従わない場合

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められる場合

- 4 履行期限の延長をする期間は、履行期限から5年以内とする。ただし、条例第13条第1項第1号又は第5号に該当する場合にあっては、10年以内とすることができる。

(履行期限の特約等に係る措置)

第15条 市長は、履行期限の特約等をする場合には、次の各号のいずれかに該当するときを除き、担保を提供させるものとする。

(1) 債務者から担保を提供させることが、公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

(2) 同一債務者に対する債権金額の合計額が100万円未満であるとき。

(3) 履行期限の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものであるとき。

(4) 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいないとき。

(5) 債務者が当該債権の金額を適宜、分割して履行する場合

- 2 前項の規定による担保は、次に掲げるもののうちから提供させなければならない。

(1) 次に掲げる有価証券

ア 国債証券

イ 地方債証券

ウ 鉄道債券

エ 電信電話債券

オ 割引農林債券

- カ 割引商工債券
- キ 長期信用債券
- ク 割引興業債券
- ケ 割引日本不動産債券
- コ 市長が確実であると認める社債券その他の有価証券

(2) 土地又は建物

(3) 立木ニ関スル法律(明治42年法律第22号)による立木

(4) 登記した船舶

(5) 工場財団、鉱業財団又は漁業財団

(6) 銀行による支払保証

3 市長は、第1項の規定により担保を提供させる場合において、前項第1号に掲げる物件については質権を、同項第2号から第5号までに掲げる物件については抵当権を設定させるものとする。

4 市長は、第1項の規定により担保を提供させている場合において、担保物件の価格が減少したと認めるとき、又は担保物件が滅失したときは、第2項各号に掲げる物件を増担保又は代り担保として提供させなければならない。

5 市長は、第1項の規定により担保を提供させている場合において、債務が履行されたときは、遅滞なく担保を解除しなければならない。

6 履行期限の特約等をする場合には、利息を付すものとする。ただし、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときその他市長が利息を付すことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

7 前項の規定による利息は、次に掲げる利率により計算した額とする。

(1) 債務者が公共団体若しくは教育若しくは社会事業を営む団体であるときは、資金運用部地方資金の普通長期資金貸付利率財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に相当する率

(2) その他の者であるときは、前号に定める利率に年1パーセント加算した利率

(免除の申請)

第16条 条例第14条に規定する私債権及びこれに係る延滞金等の免除を受けようとする者は、免除申請書(様式第8号)にその事由を証する書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査するとともに、その可否を決定し、免除承認(不承認)通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(徴収停止後の期間)

第17条 条例第15条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、3年とする。

(議会への報告)

第18条 条例第15条第2項に規定する報告は、次に掲げる事項とする。

- (1) 私債権の名称
- (2) 私債権の件数
- (3) 私債権の金額
- (4) 放棄の理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(不納欠損処分)

第19条 債権を管理する課長等は、その所掌に係る債権について、次に掲げる債権消滅事由が生じたときは、不納欠損処分を行うとともに、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により権利の放棄について議会の議決を得て、権利を消滅させたとき。
- (2) 条例第15条第1項の規定により債権を放棄したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により権利を消滅させ、又は権利が消滅したとき。

2 債権を管理する課長等は、前項の規定により不納欠損処分を行ったときは、次に掲げる事項を管理台帳に記載するものとする。

- (1) 時効成立日(時効が成立している場合に限る。)

(2) 債権が消滅した理由及び消滅した日

(3) 債権を放棄した理由及び放棄した日

(4) 不納欠損処分を行った日

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(裏)

事務処理内容及び交渉記録等

期 日	内 容	担当者
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

督促通知書

様

燕市長

印

先に通知した下記の金額が未納となっていますので、至急、燕市指定金融機関等で納付してください。

納付義務者	住所	
	氏名	

債権名	年度	期月	納期限	金額
			年 月 日	円
			督促手数料	円
			延滞金	円
			合計	円
支払期限				年 月 日

この督促通知書の発送日以前に納付した場合は、行き違いですので、ご了承ください。
(延滞金)

上記の納期限後に納付したときは、燕市税条例の例により、延滞金が発生する場合があります。

(滞納処分、強制執行)

上記の支払期限までに納付がない場合は、地方税法の滞納処分の例による滞納処分若しくは燕市債権管理条例第9条による強制執行の措置を受ける場合があります。

(審査請求等)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、燕市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、燕市を被告(訴訟においては燕市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、当該審査請求に対する裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

督促通知書

様

燕市長

印

先に通知した下記の金額が未納となっていますので、至急、燕市指定金融機関等で納付してください。

納付義務者	住所	
	氏名	

債権名	年度	期月	納期限	金額
			年 月 日	円
			督促手数料	円
			延滞金	円
			合計	円
支払期限				年 月 日

この督促通知書の発送日以前に納付した場合は、行き違いですので、ご了承ください。

(延滞金)

上記の納期限後に納付したときは、燕市税条例の例により、延滞金が発生する場合があります。

(強制執行)

上記の支払期限までに納付がない場合は、燕市債権管理条例第9条により、強制執行の措置を受ける場合があります。

延滞金の減免申請書

燕市長 様

申請者
住 所
氏 名

印

次の理由により延滞金の減免申請をします。

	基本となる徴収金等					減免申請額
	通知書番号	年度	期別	債務名	履行期限	延滞金
減免申請する内容					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
減免申請の理由						
備考	(添付書類名)					

延滞金の減免承認（不承認）通知書

様

燕市長



年 月 日付けで申請のありました延滞金の減免について次のとおり決定しましたので通知します。

1. 減免を承認します

延滞金の 総額 (A)	円			減免額 (B)	円			納付すべき 延滞金額(A)-(B)	円		
	通知書番号	年度	期別		債務名	履行期限	延滞金(円)				
減免する額及び納付すべき額の内訳					年 月 日	総額	減免額	差引納付額			
					年 月 日						
					年 月 日						
					年 月 日						
					年 月 日						
					年 月 日						
					年 月 日						
					年 月 日						
					年 月 日						
					年 月 日						
					年 月 日						
					計						
該当条項		燕市債権管理条例施行規則 第 条 第 項 第 号									
備考											

2. 減免を不承認とします。

理由	
----	--

履行期限変更通知書

様

燕市長



燕市債権管理条例施行規則第11条の規定により繰上げ徴収をするため、下記のとおり納期限を変更します。

債務者	住所(所在地)				
	氏名(名称・代表者氏名)				
履行期限の変更の理由					
債務名	通知書番号	年度	期別	履行期限	金額
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
				年 月 日	円
変更後の履行期限		年 月 日			

履行延期申請書

燕市長 様

申請者
住 所
氏 名



次のとおり、履行の延期を申請します。

延期を必要とする債権	通知書番号	年度	期別	債務名	履行期限	金額
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
延期を必要とする期間	年 月 日まで 日間					
延期を必要とする理由						
上記の理由が生じた日	年 月 日					
納付方法						

履行延期承認(不承認)通知書

様

燕市長



年 月 日付けで申請のありました履行の延期について、下記のとおり決定しましたので通知します。

1. 履行の延期を承認します

延期する債権	通知書番号	年度	期別	債務名	履行期限	金額
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
承認期限	年 月 日まで 日間					

2. 履行の延期を不承認とします

理由	
----	--

免除承認(不承認)通知書

様

燕市長



年 月 日付けで申請のありました免除について、下記のとおり決定しましたので通知します。

1. 免除を承認します。

免除する債権	通知書番号	年度	期別	債務名	履行期限
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
免除の内容	金額	督促手数料		遅延損害金	合計額
	円	円	円	円	円

2. 免除を不承認とします。

理由	
----	--